

特定調達品目及び判断の基準等の 見直し(案)について(物品・役務)

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 定期見直し対象品目について
3. 定期見直し以外の品目について
4. 提案募集に係る対応について
5. その他の検討事項・品目等

令和3年10月12日

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ② 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ④ カーボン・オフセットされた製品等への対応について

■ 「政府実行計画（案）」における公用車に係る目標等

- ➔ 政府の公用車については「代替可能な電動車※がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする」

※ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及びハイブリッド自動車（HV）

■ 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における電動車の普及目標等

- ➔ 2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現できるように包括的な措置を講じる
- ➔ 商用車については、8トンの以下の小型の車について2030年までに新車販売で電動車20～30%、2040年までに新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる
- ➔ 8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定する

政府において策定又は改定されている計画・目標等

- ① 政府実行計画（案）における電動車に係る目標【再掲】
 - ➡ 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車、ストックでも2030年度までに全て電動車
- ② グリーン成長戦略における電動車の普及目標【再掲】
 - ➡ 乗用車は2035年までに新車販売で電動車100%、商用車（8ト以下）は2030年までに新車販売で電動車20～30%等
- ③ 新たな燃費基準値の設定（省エネ法トップランナー基準への対応等）
 - ➡ 昨年度の協議においてエコカー減税との整合を図る観点から継続検討事項



計画・目標等及び従前の経緯を踏まえた判断の基準等の見直し（案）

1. 代替可能な自動車は全て電動車等（従前の経緯から電動車+水素自動車）
 - ➡ 乗用車については電動車等に限定（HVは排ガス基準及び燃費基準設定）
 - ➡ 乗用車以外の5車種については2段階の判断の基準を設定、基準値1は電動車等、基準値2は次世代自動車又は一定の燃費基準を満たす自動車
2. 燃費基準値は税制改正大綱の「エコカー減税」等を参考に設定
 - ➡ エコカー減税（重量税）の燃費基準値を参考として設定。ただし、当該車種の供給状況等を踏まえた対応が必要

自動車に係る判断の基準の見直し案【概要】

自動車の種類		燃費※ ¹ に係る判断の基準の改定案		① 現行の燃費基準値※ ² ② 燃費基準値改定案※ ²
		基準値 1	基準値 2	
乗用車※ ³		電動車等※ ⁴ （2段階の判断の基準は設定しない） 併せてハイブリッド自動車の場合は <u>一定の燃費性能</u> を別途求める		① 令和2（2020）年度燃費基準値 ② 上記①達成かつ令和12（2030）年度燃費基準値 <u>60%達成</u> レベル
小型バス※ ⁵		電動車等	次世代自動車※ ⁶ 又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 同上（ <u>据え置き</u> ）
小型貨物車※ ⁷		電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%超過達成</u> レベル（ <u>軽貨物車</u> 及び <u>中量貨物車</u> ）又は <u>+15%超過達成</u> レベル（ <u>軽量貨物車</u> ）
重量車	バス等※ ⁸	電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%超過達成</u> レベル
	トラック等※ ⁹			
	トラクタ※ ¹⁰			

※1：ガソリン自動車、LPG自動車に係る排出ガスの判断の基準については現行の基準を据え置き

※2：①は現行の燃費に係る判断の基準（令和3年2月）、②は燃費に係る判断の基準の改定案

※3：乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※4：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※5：乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車

※6：電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

※7：車両総重量3.5t以下の貨物自動車

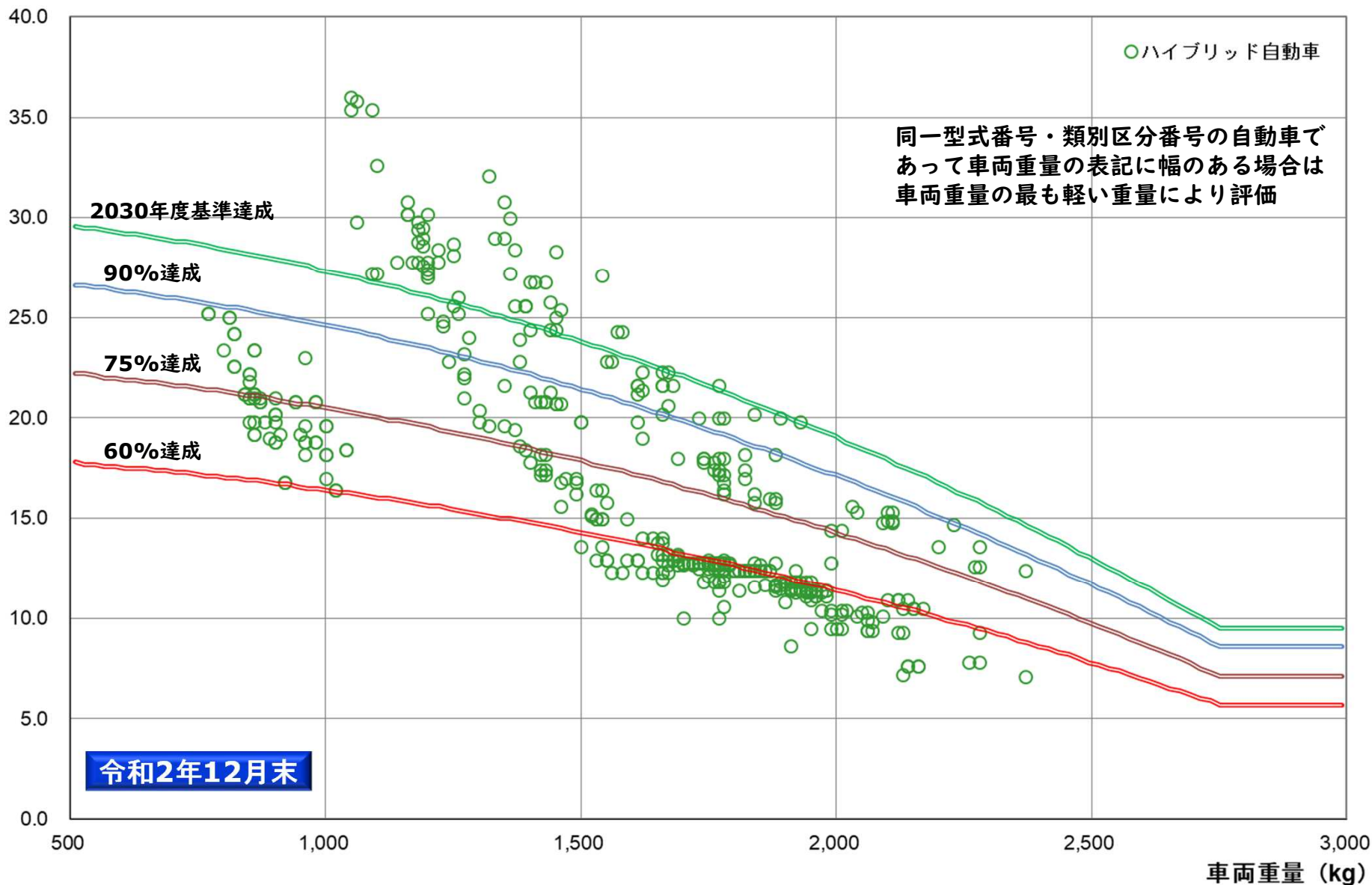
※8：乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車

※9：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）

※10：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）

ガソリンHVの車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ② 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ④ カーボン・オフセットされた製品等への対応について

■ 文具類（現行83品目）

- ➔ 文具類はグリーン購入法施行当初から特定調達品目として多くの品目が対象。現行の基本方針において特定調達品目282品目中83品目を占有※
 - ※ エコマーク認定商品数も多く、全認定商品数44,698のうち、文具・事務用品（商品類型No.112）の認定商品数は10,026（2021年10月6日現在）
- ➔ 文具類共通の判断の基準としては紙製、プラスチック製等の素材に着目した再生材料の配合率やバイオマスプラスチックの配合等を設定

- 「テープ印字機等用カセット」及び「テープ印字機等用テープ」の2品目を新たに特定調達品目に追加
 - ➔ 2品目の追加により文具類は85品目
- 文具類共通の判断の基準としてエコマーク認定基準（商品類型No.112）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - ➔ グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）
- 単一素材化等について文具類共通の配慮事項として追加
- 主要材料の定義を記載（備考10）。なお、主要材料が金属類の場合であって、特に金属の重量比が高い品目・製品については、令和4年度に検討を実施
- プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品等への対応については、令和4年度において引き続き検討を実施

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ② 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ④ カーボン・オフセットされた製品等への対応について

ア. 電子計算機（クライアント型）

- ▶ クライアント型電子計算機については、シンクライアントを除き「少なくとも筐体又は部品の一つに」再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求めているところ

イ. 庁舎等において営業を行う小売業務及びプラスチック製ごみ袋

- ▶ 庁舎等において営業を行う小売業務においてワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）に係るバイオマスプラスチック配合率の判断の基準及びプラスチック製ごみ袋に係るバイオマスプラスチック又は再生プラスチック配合率の判断の基準に経過措置を設定

ア. 電子計算機（クライアント型）

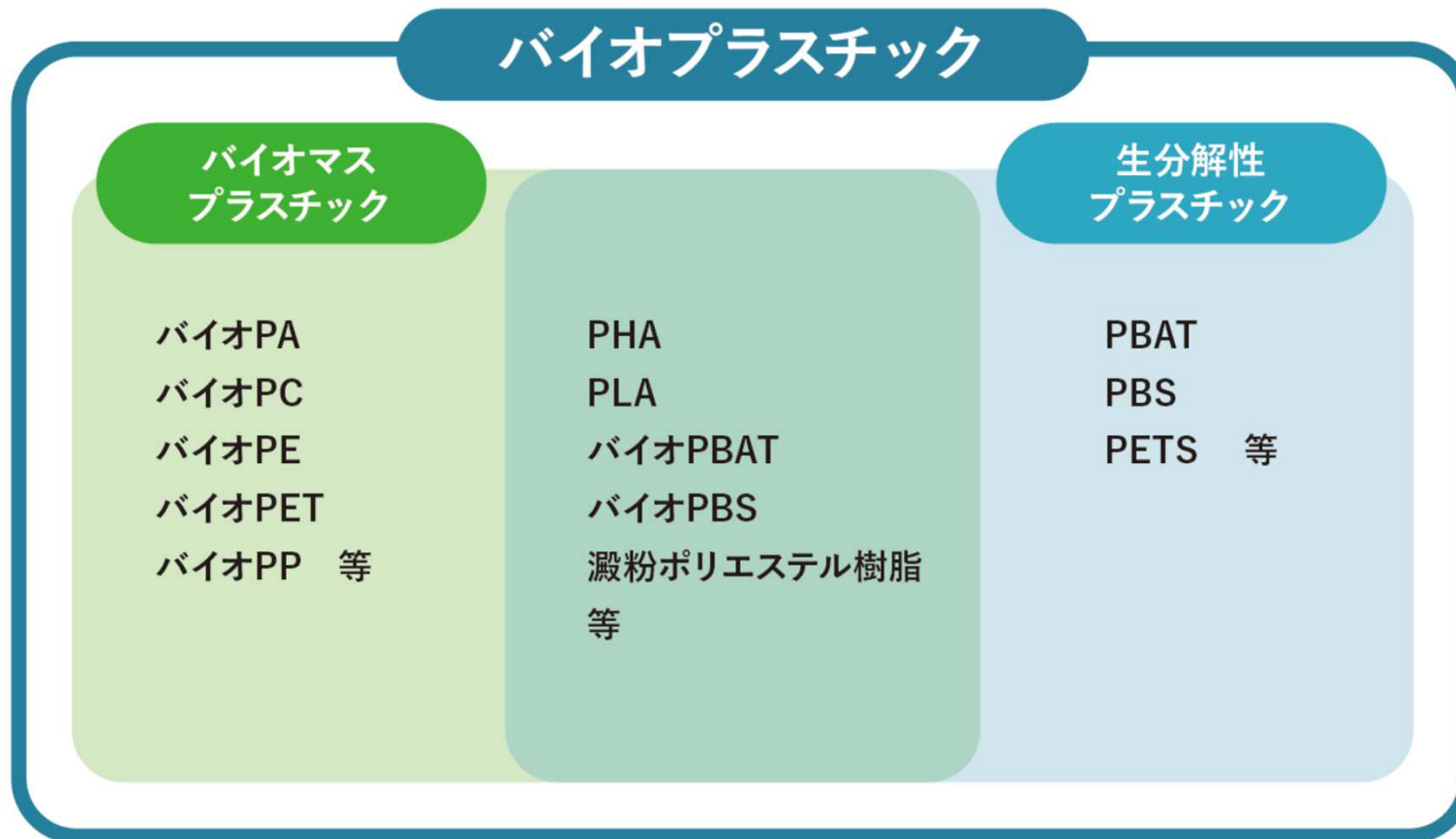
- シンクライアントについても再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求める

イ. 庁舎等において営業を行う小売業務及びプラスチック製ごみ袋

- 庁舎等において営業を行う小売業務（レジ袋）及びプラスチック製ごみ袋に設定している経過措置を終了し、バイオマスプラスチック配合率を25%以上（併せてごみ袋については再生プラスチック配合率40%以上）

用語の統一【1/2】

- 「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に整合するよう、現行の基本方針において使用している「植物を原料とするプラスチック」を「バイオマ
スプラスチック」へ用語を統一



バイオプラスチックの定義

バイオプラスチックの定義

プラスチックの種類	定義
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
生分解性プラスチック	プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源、又は、化石資源を使用したもの
バイオプラスチック	バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

資料：「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）

バイオマスプラスチックへの変更一覧

「バイオマスプラスチック」へ用語を変更した品目一覧

分野	品目
文具類	共通の判断の基準等（プラスチックを主要材料としている品目）
オフィス家具等	共通の判断の基準等（プラスチックを主要材料としている品目）
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、記録用メディア
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
制服・作業服等	制服、作業服、靴
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	防球ネット、旗、のぼり、幕
役務	庁舎において営業を行う小売業務、クリーニング、引越輸送
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ② 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ④ カーボン・オフセットされた製品等への対応について

■ カーボン・オフセットの活用

- 現在改定が行われている「地球温暖化対策計画」、本年6月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等においてカーボン・オフセットの取組の推進、国や地方公共団体、民間等におけるJ-クレジット活用による需要拡大等が掲げられているところ
- グリーン購入法においても、こうしたカーボン・オフセットの取組や需要の拡大に向けた対応に可能な限り寄与することが必要

■ グリーン購入法における考え方

- 対象品目（物品又は役務）に係る判断の基準等の設定により調達を進めることから、当面「オフセット製品・サービス」を対象に検討を実施
 - ① カーボン・オフセットされた物品等として市場に供給されていること
 - ② 認証されたクレジット（J-クレジットなど）によるオフセットが必要
 - ③ 第三者機関により物品等のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の検証等を受けるとともに、温室効果ガス排出量全量のオフセットを行うことが必要
 - ④ オフセットされた物品等については当該品目に設定されている一部又は全部の判断の基準を満たすものとして取り扱う
 - 例えば使用段階におけるエネルギー削減に係る判断の基準を対象
- クレジットの更なる活用を図るため、対象品目の拡大等の検討を実施

コピー機等3品目への適用【1/3】

- グリーン購入法における考え方を踏まえ、対象品目としてコピー機等3品目を「カーボン・オフセットされた製品」として適用してはどうか (P)

品 目	判断の基準等
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p><個別事項></p> <p>① コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。）の場合は、<u>次のアからウの対応する要件又はエを満たすこと。</u></p> <p>ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><u>エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</u></p>

コピー機等3品目への適用【2/3】

品目	判断の基準等
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	<p style="text-align: center;">【つづき】</p> <p>② 複合機（インクジェット方式を除く。）の場合は、<u>次のアからカの対応する要件又はキを満たすこと。</u></p> <p>ア. モノクロ複合機（大判機を除く。）にあつては、表2-1、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラー複合機（大判機を除く。）にあつては、表2-2、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあつては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>エ. リユースに配慮したモノクロ複合機又はプロ業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあつては、表6-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>オ. リユースに配慮したカラー複合機又はプロ業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあつては、表6-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>カ. リユースに配慮した大判複合機にあつては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><u>キ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下略】</p>

コピー機等3品目への適用【3/3】

(前 略)

- 備考)6 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。
- 7 オフセットに使用できるクレジットは、J-クレジットなどが該当する。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、市場動向を踏まえつつ、対象品目を拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(後 略)

2. 定期見直し対象品目について

令和3年度における定期見直し対象品目

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和3年度の定期見直し対象品目は**6分野98品目**

分野	品目
文具類	全83品目
電子計算機等	ディスプレイ、記録用メディア
オフィス機器等	デジタル印刷機、掛時計
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫
設備	エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水機器
役務	庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除

- 市場動向等事前調査、業界団体等への**ヒアリング（Web会議等）** 又は書面等による調査・確認等を実施
- 定期見直し対象品目のうち、**文具類及び清掃**についてはタイプ I 環境ラベルであるエコマーク認定基準を活用し、選択容易性を向上

定期見直し対象品目に係る検討状況等【1/2】

判断の基準等を変更した分野・品目及び変更の概要等

分野又は品目	変更の概要等
文具類	○ 新たに2品目の追加、タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用、単一素材化等の文具類共通の配慮事項への追加等【見直し内容は前述】
ディスプレイ	○ 省エネルギー性能に係る判断の基準について国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準に変更
電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	○ 年間消費電力量に係る判断の基準の強化及び2段階の判断の基準を引き続き設定
節水機器	○ 新たに「給水栓」を追加するとともに、現行の「節水機器」の名称を「節水器具」に変更 ○ 給水栓として、節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、時間止め水栓、定量止め水栓、自動水栓（自己発電機能付・AC100Vタイプ・乾電池式）、手元止水機能を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓及び水優先吐水機構を有する水栓を対象とし、各水栓に係る判断の基準等を設定
清掃	○ タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用

判断の基準の見直しの考え方

省エネ性能に係る判断の基準の見直し（強化）に当たっては、以下の考えに基づき検討を実施

1. 省エネ性能（年間消費電力量）に係る判断の基準は従前のおり、省エネ基準達成率を指標とすること
2. 電気冷蔵庫等に係る現行のトップランナー基準の目標年度は令和3（2021）年度であることから、少なくとも当該基準の達成は必須とする基準を設定すること
3. より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、引き続き2段階の判断の基準を設定すること

- 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の基準値2は省エネ基準達成（現行は86%）、基準値1は省エネ基準105%達成レベル（同100%）
- 電気冷凍庫の基準値2は省エネ基準達成（現行は88%）、基準値1は省エネ基準110%達成レベル（同100%）
- 併せて令和4年9月までの経過措置を設定

定期見直し対象品目に係る検討状況等【2/2】

点検により判断の基準等の変更を行わなかった品目及び理由等

品目	変更を行わなかった理由等
記録用メディア	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準を満たす製品の供給は増えていない状況にあることから、現段階において配合率の引き上げ等の見直しは実施しない
掛時計	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準を満たす製品の市場占有率は高くない状況にあるものの、国等の機関の調達に当たり障害となるような問題は発現していないことから、現段階において見直しは実施しない
生ゴミ処理機	<ul style="list-style-type: none"> 現行の判断の基準の項目、新たな評価項目等について検討したところであるが、国等の機関における当該品目の調達量は必ずしも多くないことも踏まえ、現段階において見直しは実施しない
エネルギー管理システム	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理システム（BEMS）については役務の庁舎管理と併せて検討を実施することが適当と判断 庁舎管理については別途検討が開始された環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約に係る検討結果を踏まえた対応を図ることとし、次年度において継続検討
庁舎管理	同上（次年度において継続検討）
植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> 新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等について検討したところであるが、具体的な項目又は技術等が確認できないことから、現段階において見直しは実施しない
機密文書処理	同上
害虫防除	同上

3. 定期見直し以外の品目について

令和2年度からの継続検討品目

- 令和2年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、引き続き検討を行うことが適当と判断された品目は下表のとおり
- 令和3年度の継続検討品目は**5分野13品目（新規1品目を含む）**

分野	品目
電子計算機等	電子計算機（クライアント型）、磁気ディスク装置
家電製品	テレビジョン受信機
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ 【詳細は前述】 乗用車用タイヤ
役務・その他	（会議用）飲料

関連制度等の進捗、市場動向、業界意見等を踏まえ見直しに係る検討を実施

① 電子計算機（クライアント型）

- 電子計算機（クライアント型）については令和元年度及び2年度において判断の基準等に係る見直しを実施したところ
- クライアント型電子計算機については令和4（2022）年度目標の省エネ法トップランナー基準に準拠して省エネルギー性能に係る判断の基準を設定
- 国際エネルギースタープログラムはVersion8.0が施行
 - 現行の判断の基準としては製品の供給状況を踏まえトップランナー基準の85%達成レベルを設定（国際エネルギースタープログラムVersion7.0でも可）

- 電子計算機（クライアント型）のエネルギー消費効率に係る判断の基準は、現行のトップランナー基準の85%達成レベルからトップランナー基準へ引き上げるとともに、国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準を満たすことでも可
- シンクライアントは適用除外としていた筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求めることとし、電子計算機（クライアント型）はすべて判断の基準として設定

② 磁気ディスク装置

- ▶ 新たなトップランナー基準に関する検討結果が令和2年8月にとりまとめられ、令和3年4月19日に施行

③ テレビジョン受信機

- ▶ 平成31年1月より省エネ法のトップランナー基準の検討が開始。令和3年2月にとりまとめられ、令和3年5月14日に施行

② 磁気ディスク装置

- 磁気ディスク装置については、新たなトップランナー基準との整合及び区分ごとの製品の市場への供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を設定

③ テレビジョン受信機

- テレビジョン受信機については、新たなトップランナー基準において測定方法が変更され、製品の供給状況等に係る情報が得られないことから、令和4年度の調達に当たっては暫定的な判断の基準を設定することとし、令和4年度において供給状況等の情報を踏まえ改めて検討を実施

④ 乗用車用タイヤ

- 現行の判断の基準を満たす乗用車用タイヤの市場への普及状況（交換用として供給されている夏用タイヤ）は令和元（2019）年において79.1%、令和2（2020）年において81.1%※
 - ※ （一社）日本自動車タイヤ協会調査
- 転がり抵抗係数に係る2段階の判断の基準の設定可能性については昨年度より継続検討事項
- タイヤ騒音に係る規制への適合タイヤへの代替の進捗状況を踏まえた検討

- 転がり抵抗係数に係る2段階の判断の基準を設定
 - 基準値1は低燃費タイヤラベリング制度「AA等級」、基準値2は同「A等級」
- 低騒音タイヤに係る判断の基準等の設定については、令和5（2023）年1月開始予定の低騒音タイヤの普及促進制度の浸透具合を踏まえ改めて検討

判断の基準の見直しの考え方

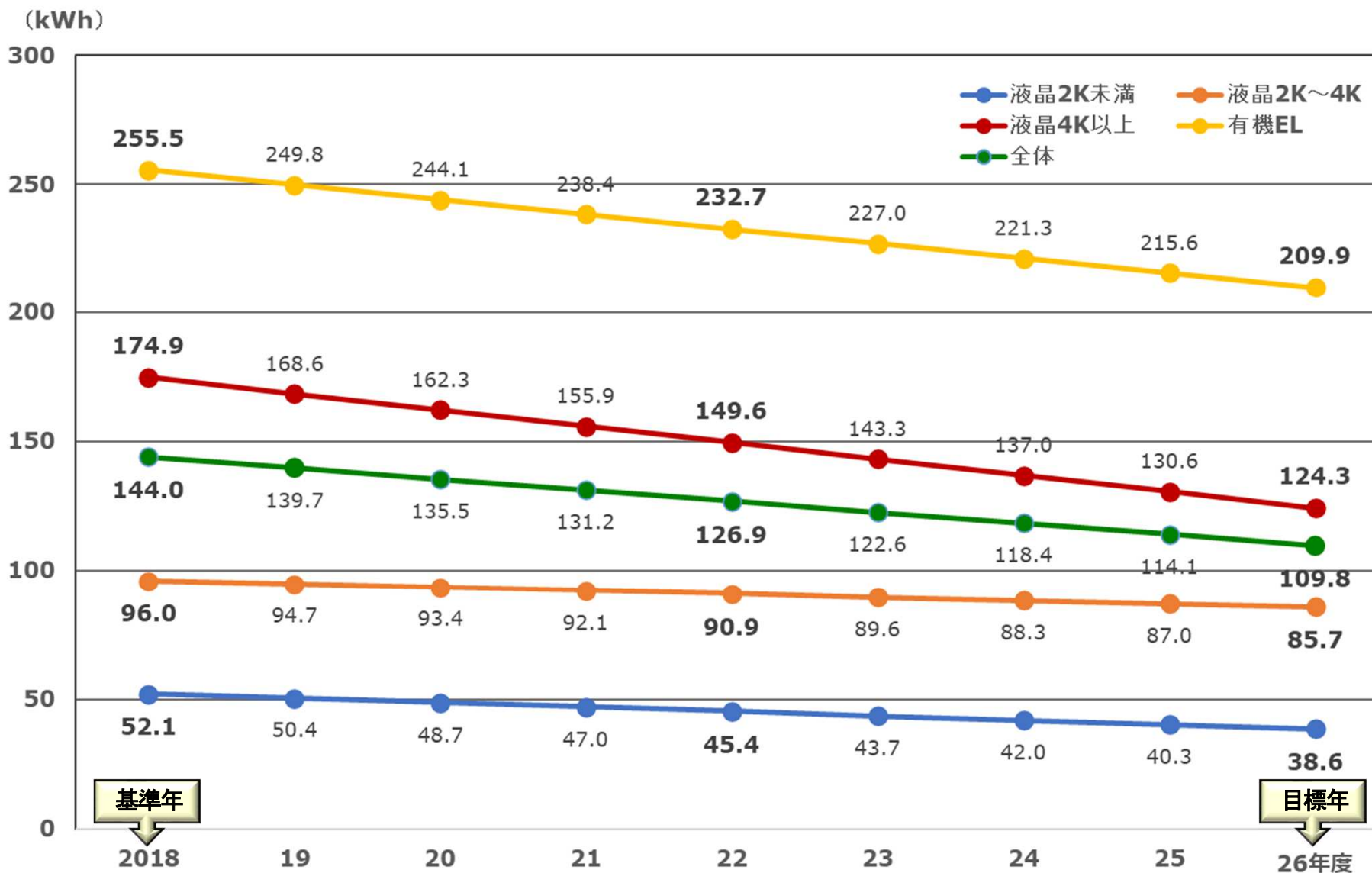
令和4年度におけるテレビジョン受信機の省エネ性能に係る判断の基準の見直し（暫定値）に当たっての考え方は、以下のとおり

1. 省エネ性能に係る判断の基準は従前のとおり区分別（パネル種類及び画素数）の省エネ基準達成率をベースに検討すること
2. テレビジョン受信機に係る新たなトップランナー基準（目標年度**2026**年度）においては、2018年度を基準年度として目標値等が設定されていることから、基準年度及び目標年度におけるエネルギー消費効率（年間消費電力量）から暫定的（令和4年度に再検討）に判断の基準を設定
3. 現行の判断の基準（旧基準）については**1年間の経過措置**を設定

省エネ性能に係る判断の基準の設定に当たって

- 判断の基準（年間消費電力量）に適用する年度としては基準年度又は**2022**年度が考えられるが、暫定的な基準であることから、より緩い基準となる基準年度（**2018**年度）の数値を採用
- 区分別（液晶**3**種類及び有機**EL**）に判断の基準を設定

テレビジョン受信機に係る基準値及び目標値



継続検討品目に係る検討状況等【4/4】

点検により判断の基準等の変更を行わなかった品目及び理由等

分野又は品目	変更を行わなかった理由等
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none">□ 家庭用エアコンディショナーは次期トップランナー基準の改定と整合を図る観点から、次年度も継続検討□ 業務用エアコンディショナーはR32冷媒への転換後に次期トップランナー基準を検討予定。次年度以降も継続検討□ ガスヒートポンプ式冷暖房機の期間成績係数に係る判断の基準は据え置き。市場への供給状況等を踏まえ次年度以降引き続き検討を実施
(会議用) 飲料	<ul style="list-style-type: none">□ PETボトルに係る新たな目標等を踏まえ令和4年度以降も飲料容器別の環境負荷項目及び評価に係る詳細な検討が必要

4. 提案募集に係る対応について

本年度の新規追加及び見直し等の提案

- 新規追加の提案が**13品目**（物品・役務**8品目**、公共工事**5品目**）、判断の基準等の見直しに係る提案が**8品目**
- 運用の仕組みに関する提案が**1件**

分野	品目
紙類	コピー用紙、印刷用紙
文具類	透明粘着テープ（事務用、軽包装用）※
オフィス家具等	アクリルパーティション※、パーソナルブース※
制服・作業服等	制服、作業服
ごみ袋等	炭酸カルシウム配合ごみ袋、バイオマス配合ごみ袋（2）
公共工事※	改良土、パーティション、目地材、建設用鋼材、アスファルト改質剤
役務	有機農産物（役務で使用）※
その他（物品・役務）	荷崩れ防止ベルト※、検食用袋※、オフィス製紙機★、オフィス製紙機を使用した機密文書処理★
その他（運用の仕組み）	バイオマス原料、リサイクル原料等へのマスバランス方式の導入※

注1：※印の品目は新規追加提案品目（公共工事は全品目）及び運用の仕組みの提案

注2：印刷用紙は「塗工されている印刷用紙」及び「塗工されていない印刷用紙」の2品目

注3：★印の「オフィス製紙機」は紙類、「オフィス製紙機を使用した機密文書処理」は役務の機密文書処理として提案されたが、提案内容を踏まえ、ともに新規追加提案品目として取扱っている

注4：ごみ袋等のうち、バイオマス配合ごみ袋は2件の提案。他の分野・品目は各1件の提案

（1）新規追加提案品目

① 透明粘着テープ（事務用、軽包装用）【文具類】

- ➡ バイオマス由来の原料又は再生プラスチックを使用した事務用、軽包装用の透明粘着テープ。一般品として広く普及しており、特定調達品目に追加することによる環境負荷低減効果が期待できないことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

② アクリルパーティション（飛沫防止）【オフィス家具等】

- ➡ 再生アクリル樹脂を使用した飛沫防止用のパーティション。特定の用途に限定され、一時的に調達量が増加することが想定されるが、長期的な環境負荷低減効果は低いと考えられることから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

③ パーソナルブース（ローパーティション）【オフィス機器等】

- ➡ 吸音効果の高いパーソナルブース（パーティション）。ローパーティションは既に特定調達品目

④ 有機農産物【役務】（配慮事項）

- ➡ 有機農業により生産された農産物。食堂の配慮事項に有機農業で生産された農産物、加工品の活用を追記

（1）新規追加提案品目

⑤ 荷崩れ防止ベルト【その他】（配慮事項）

- ➡ ストレッチフィルムの代替として繰り返し使用できる荷崩れ防止ベルト。リユース及びプラスチックの代替促進の観点から、役務の輸配送の配慮事項に繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用について追記

⑥ 検食用袋【その他】

- ➡ 植物由来ポリエチレンを使用した検食用袋。国等の機関における調達が限定されていることから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

⑦ オフィス製紙機【その他】

- ➡ オフィス等の使用済コピー用紙から新たな再生コピー用紙を作成する製紙機。コストに対する環境負荷低減効果が低いこと等から、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

⑧ オフィス製紙機を使用した機密文書処理【その他】

- ➡ 上記⑦の製紙機による機密文書処理。⑦と同様

（２）既存品目に係る提案

① コピー用紙、印刷用紙【紙類】

- コピー用紙及び印刷用紙について植林木、国産材チップ、残材等由来のパルプは森林認証パルプ、間伐材等パルプと同等の評価とすべきとの提案
- ➡ 現段階で判断の基準等の見直しの必要はないものと判断されたことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

② 制服、作業服【制服・作業服等】（判断の基準）

- 制服及び作業服について「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を判断の基準として追記すべきとの提案
- ➡ タイプⅠ環境ラベルの活用の観点から、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追記

③ 炭酸カルシウム配合ごみ袋、バイオマス配合ごみ袋【ごみ袋等】

- 炭酸カルシウム配合のポリエチレン製のごみ袋を対象とすべきとの提案
- バイオマス（余剰米、非食用穀物等）を混練したプラスチック製のごみ袋を対象とすべきとの提案
- ➡ 炭酸カルシウム配合のポリエチレン製ごみ袋については焼却せざるを得ないプラスチックについてはバイオマスプラスチックの使用を進めることとしており、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り
- ➡ 混練によるプラスチック使用量の削減効果は認められず、リサイクルの阻害となる可能性等から、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り

（3）運用の仕組みに係る提案

○ バイオマス原料、リサイクル原料等へのマスバランス方式の導入

- ➔ バイオマスプラスチックや再生プラスチック等についてマスバランス方式を導入してはどうかとの提案
- ➔ マスバランス方式の適用範囲、第三者認証の内容等詳細な検討が必要となること、現段階において対象となる特定調達品目がないこと等から、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り。なお、**次年度も引き続き検討を実施**

5. その他の検討事項・品目等

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップ等を踏まえ、バイオマスプラスチック及び再生プラスチックの利用促進に関する検討を実施したところ。個別品目の対応については前述のとおり
- 平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は現段階で改定されない見通しであることから、引き続き経過措置を延長

(2) 経過措置等設定項目

- 経過措置等を設定している品目については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長について検討を実施。下表の対応（案）としたい

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応（案）
テレビジョン受信機	受信型サイズ39V型以下の消費電力量。なお、テレビジョン受信機については次年度引き続き判断の基準等の見直しを検討	終了
庁舎等で営業を行う小売業務	令和3年2月19日以前に製造されたレジ袋に対する経過措置	終了
プラスチック製ごみ袋	令和3年2月19日以前に製造された製品に対する経過措置	終了
木材・木材を原料とする品目	合法性証明に係る「ただし書」	延長

(3) 用語の修正

- 国際エネルギースタープログラム運用細則と整合し、複合機及びプリンタ等のプリンタ・プリンタ複合機の「プロ用」の表現を「業務用」に修正

(4) 令和4年度の定期見直しに向けて

- 令和4年度の定期見直し対象の**9分野37品目**（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施予定（現段階における対象品目）

分野	品目
オフィス家具等	全品目（ 10品目 ）
家電製品	電気便座
照明	LED照明器具、電球形状のランプ（電球形LEDランプ）
自動車等	自動車（本年度の見直しを踏まえ必要性を検討）、2サイクルエンジン油
消火器	消火器
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム
設備	太陽光発電システム、燃料電池、日射調整フィルム
災害備蓄用品	全品目（ 10品目 ）
役務	自動車専用タイヤ更生、加煙試験、タイルカーペット洗浄、自動車整備、輸配送、旅客輸送（自動車）、引越輸送